

## 東京都主任介護支援専門員更新研修清瀬市推薦の基準について

### 第1 目的

この基準は、東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（以下「都要綱」という。）に定めるもののほか、清瀬市内で活動する主任介護支援専門員が、更新研修の受講を希望した場合に清瀬市からの推薦に係る必要な要件（実践要件及び資質向上要件等）定めることを目的とする。

### 第2 実践要件

都要綱3（2）クに規定する清瀬市が認める要件は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地域における包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核的人材として期待されており、研修修了後3年程度は引き続き清瀬市内で働く予定がある者
- （2）困難事例への支援や後継の育成に尽力されている者
- （3）主任介護支援専門員連絡会及びケアマネット清瀬において計画立案・積極的な企画運営に関わっている者
- （4）他の介護支援専門員に対してスーパーバイザーとして助言指導をした実績がある者

なお、推薦不可と決定をする場合は、清瀬市長から「東京都主任介護支援専門員更新研修清瀬市推薦の不可決定通知書」により研修受講申込者に通知をする。

### 第3 資質向上要件

都要綱3（3）オに規定する清瀬市が認める要件は、次のとおりとする。

- 1 研修受講希望者の病気、出産、育児又は介護等のやむを得ない事情により、都要綱3（3）アに規定する毎年度4回以上の要件を満たすことができない場合は、年平均4回以上又は当該期間（1年6か月を上限とする。）を除き年4回以上あるなど、「毎年度4回以上」と同等程度、研修等に参加している者を研修の対象とすることができる。

なお、推薦不可と決定をする場合は、清瀬市長から「東京都主任介護支援専門員更新研修清瀬市推薦の不可決定通知書」により研修受講申込者に通知をする。

### 第4 提出書類

研修受講希望者は、東京都が定める申込書類と併せて、以下の書類を提出期

限までに提出するものとする。

- (1) 東京都主任介護支援専門員更新研修推薦願（同意書）（提出様式1）
- (2) 東京都主任介護支援専門員更新研修受講希望理由等調査票（提出様式2）
- (3) 他の介護支援専門員へのスーパーバイザー実績調査票（提出様式3）

## 第5 選考

提出書類等により、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核的人材としての活躍が期待できるか、研修受講希望者の考え方や資質等を十分に確認した上で東京都への推薦者を選考する。

## 第6 研修修了後の協力

研修受講希望者及び事業所は、清瀬市の推薦を受けて研修を修了し、名簿登録された場合は以下の協力を行うこと。

- (1) 清瀬市が行う事業に派遣依頼があった場合は協力すること。
- (2) 清瀬市及び地域包括支援センター等からの支援困難事例の受け入れについて、積極的に取り組むこと。
- (3) 地域貢献や他の介護支援専門員に対する指導・助言など主任介護支援専門員としての役割を十分に担うこと。
- (4) 市及び地域包括支援センター等が実施する研修・各種事業等の企画運営に積極的に参画すること。
- (5) 勤務先の変更又は退職時には、清瀬市生涯健幸部介護保険課清瀬市地域包括支援センターまで、その旨をすみやかに連絡すること。

## 第7 その他

この基準に定めるもののほか、推薦の決定に必要な事項は生涯健幸部介護保険課で協議する。

## 附 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。